

令和6年10月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会



玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年10月10日（木曜日） 午後1時30分

2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室

3. 出席農業委員

1番 園田 恭子	2番 江藤 徳幸	3番 繁田 郁子
4番 藤本 太一	5番 小野 文隆	6番 武石 俊一
7番 安藤 慎八（会長）		

4. 出席農地利用最適化推進委員

1番 （欠席）	2番 長尾亀世美	3番 衛藤 榮一
4番 （欠席）	5番 （欠席）	6番 渡邊 清文
7番 石井由美子	8番 藤本 哲朗	9番 湯浅 定夫
10番 帆足 智己	11番 （欠席）	12番 （欠席）

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

報告第1号 農用地利用集積等促進計画について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
（相続）

報告第3号 農地法第18条合意解約通知書について

6. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	井村 剛秀	主幹（統括）	梅木 嘉子
主幹	鶴窪 秀夫	主査	樋口 亜衣子

7. 会議の概要 事務局長	お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。 ただ今より令和6年10月定例総会を開催します。 では、着席して進めさせていただきます。 では、安藤会長あいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 農業委員定数7名に対して、7名の出席です。玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。 次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。 また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。離席する場合は議長の許可をもらってください。 それでは、議長の選出ですが、玖珠町会議規則第4条の規定により会長が議長となります。 以後の議事の進行につきましては、安藤会長よろしくをお願いします。
議長	本日の議事録署名人の指名ですが、1番委員、2番委員、よろしくをお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見をお願いします。それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	お疲れさまです。 議案集1ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。 番号1番 大字四日市字叶田〇〇〇番〇 外1筆です。登記簿地目は田で、合計面積は、954㎡です。申請者及び譲受人は、大字〇〇の〇〇〇〇さんです。土地の譲渡人は、大字〇〇の〇〇〇〇さん

事務局	です。譲渡の目的は、売買です。担当委員は、1 番委員さんです。 続きまして、番号 2 番 大字小田字鬼早水〇〇〇番〇 外 5 筆です。登記簿地目は田で、合計面積は、8, 2 0 1 m²です。申請者及び譲受人は、大字〇〇の〇〇〇〇さんです。土地の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡の目的は売買です。担当委員は、6 番委員です。 続きまして 2 ページをお開きください 番号 3 番 大字古後字専道〇〇〇番 外 2 筆です。登記簿地目は田で、合計面積は、1, 9 5 3 m²です。申請者及び譲受人は、大字〇〇の〇〇〇〇さんです。土地の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡の目的は売買です。担当委員は、5 番委員さんです。 以上です。
議長	それでは担当委員の説明ですが、番号 1 を 1 番委員 番号 2 を 6 番委員 番号 3 を 5 番委員お願いします。
1 番委員	それでは、番号 1 の調査報告をいたします。 9 月 3 0 日に申請人の〇〇〇〇さんと推進委員さんと現地の立ち合いをしました。土地の所在については、大字〇〇の〇〇〇〇〇の南側の〇〇川河川敷沿いに位置しています。水稻を中心とした専業農家の譲受人が取得し耕作する計画です。現況は田で水稻を作付けする計画で、権利の内容は所有権の移転です。譲渡人が売買する事情による権利の移動です。通作距離は約 1 キロメートルで耕作は可能です。譲受人の経営農地はすべて耕作・管理されており、農機具の所有状況はトラクターやコンバインなど揃っています。農業従事者は本人 1 名で計画しています。取得後の耕作に問題はありません。以上報告を終わります。
議長	推進委員さん補足がありましたらお願いします。
推進委員	特にありません。

議長	続きまして番号2を6番委員さんお願いします。
6番委員	それでは、番号2の調査報告をいたします。 10月3日に申請人の〇〇〇〇さんは当日仕事がありまして、〇〇さんの父親と推進委員と現地の立ち合いをしました。土地の所在は〇〇〇〇から約1キロメートル南側の〇〇〇〇に近い場所に位置しています。本人は〇〇〇〇に勤めていますが、家から通うということです。家では米を作付けしていまして、時々手伝いをしている状況です。父親とお兄さんで農業をしており、キュウリや水稻を中心とした専業農家です。申請人は36歳で、農業をしてみたいとの思いで今回の申請になっています。譲渡人の〇〇さんは〇〇〇〇に住んでおり農業をするために玖珠町に来ることが出来ないということもあり、申請人が譲り受けて水稻を耕作する計画です。農機具の所有についてはコンバインだけはありますが、その他揃っている状況ですので、取得後の耕作に問題はありません。以上報告を終わります。
議長	推進委員さん補足がありましたらお願いします。
推進委員	特にありませんが、若い後継者が地域に根付くということで良いと思います。
議長	続きまして番号3を5番委員さんお願いします。
5番委員	それでは、番号3の調査報告をいたします。 10月3日に申請人の〇〇さんと推進委員と現地の立ち合いをしました。土地の所在は、大字〇〇の〇〇で〇〇〇〇との境に近い地域の農地です。水稻を中心とした専業農家の申請人が譲り受けて耕作する計画です。権利の内容は所有権の移転です。譲渡人が遠方にいることから、他の方に任せていた農地で、隣に住んでいる申請者が購入して耕作する計画です。耕作距離は20メートルくらいです。農機具の所有状況はトラクター等を所有しており、奥さんと2人で水稻を耕作する計画です。取得後の耕作に問題はありません。以上報告を終わります。

議長	それでは、番号 1 から番号 3 について質疑に入ります。質疑がある方は挙手をお願いいたします。
議長	無いようでしたら採決します。 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成です。議案第 1 号は原案のとおり決定いたします。
議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。 引き続き、報告事項について事務局説明をお願いします。 （事務局 報告事項）
事務局	報告事項に移らせていただきます。 報告第 1 号 別冊の農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。別冊の農用地利用集積等促進計画をお開きください。同計画は、農地中間管理機構による契約について、農業委員会の意見聴取を行うものです。詳細はご一読ください。 続きまして議案集 3 ページをお開きください。 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続による所有権移転が 2 件提出されております。詳細は、ご一読ください。 続きまして報告第 3 号 農地法第 18 条による合意解約通知書が 4 件提出されております。詳細は、ご一読ください。ここで、記載内容の修正をお願いします。報告第 3 号の番号 3 番と 4 番の概要欄です。賃貸借契約の内容で括弧書きの利用権設定とあるものをこちら 2 件は農地中間管理機構との契約の解約案件ですので、機構契約と修正をお願いいたします。 以上で議案集記載の報告事項を終わります。

